

# 令和元年度 愛媛県サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者 基礎研修 開催要項

## 1 目的

この研修は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）・児童福祉法の適切かつ円滑な運営に資するため、サービスの質の確保に必要な知識、技能を有するサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者（以下「サービス管理責任者等」とする）の養成を図ることを目的とする。

## 2 実施主体 一般社団法人愛媛県社会福祉士会

## 3 日程・場所・定員（講義及び演習：全2日間）

	期日	定員	会場
第1回	11月30日（土）～12月1日（日）	100名	アイテムえひめ 3階 多目的ルームA (松山市大可賀2丁目1番28号)
第2回	12月7日（土）～12月8日（日）	100名	
第3回	12月14日（土）～12月15日（日）	100名	

※同じ研修カリキュラムで3回実施します。申込書には第1希望・第2希望をご記入いただきますが、申込みの状況によってご希望に添えないこともございますので予めご了承ください。

## 4 受講対象者

次の（1）及び（2）のいずれも満たす者

（1）サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者の要件である実務経験年数から2年を引いた年数の実務経験（研修受講実務経験）を有する者

※基礎研修については、実務経験を満たす2年前から受講が可能です。

※研修受講後に研修受講実務経験を満たす見込みの者は受講できません。

※実務経験については「別表1」及び「別表2」にてご自身でご確認ください。

実務経験を満たしているかどうかの判断は当会ではお答えしかねます。

（2）相談支援従事者初任者研修（2日課程（1日目及び2日目の講義）または5日課程）を受講している者。または研修初日までに受講予定である者

【注意】受講希望者の住所地や勤務先は愛媛県内の者に限りませんが、定員を超える人数の申し込みがあった場合には、愛媛県内の方を優先いたします。

## 5 研修カリキュラム及び講師 … 別紙参照

## 6 受講料

（1）受講料 15,000円（資料代を含む。）研修初日の受付にてお支払いください。

（2）受講料の返還

納入された受講料は、原則返還しません。また、9（2）により修了証書を交付しない場合においても返還しないものとします。

## 7 受講申込手続

（1）申込受付期間 令和元年10月11日（金）～令和元年11月2日（土）**消印有効**

（2）申込方法：下記の①②を11の申し込み先まで郵送してください。

①申込書…必要事項をご記入ください

②相談支援従事者初任者研修の2日課程（1日目及び2日目の講義）の受講証明書の写しまたは相談支援従事者初任者研修の5日課程の修了書の写し

※FAX・持参での申し込みはお受けできません。

※郵便の到着確認の問合せ電話には対応いたしかねますので、ご心配な方は普通郵便ではなく、**追跡システムのあるレターパックライトでの郵送をお勧めいたします。**

(3) 受講者の決定及び通知

募集期間終了後、令和元年11月9日（土）までに受講の可否を書面で通知します。

原則、現勤務先に郵送します。

**万が一期日を過ぎても通知が届かない場合は、お手数ですが事務局までご照会ください。**

## 8 事前課題について

本研修では受講決定された方全員に事前課題を提出していただきます。課題の内容や提出方法等については、受講決定通知書に同封しますので、受講決定前のお問い合わせにはお答えできません。

## 9 研修修了の認定・修了証書交付

(1) 研修全課程を修了した者には、修了証書を交付します。

(2) 受講の確認は、研修期間中の各日において、所定の受付場所での出席を確認します。欠席または30分以上の遅刻又は早退等をした場合、その理由にかかわらず修了証書は交付しません。

(3) 愛媛県社会福祉士会は研修を修了した者についての名簿を作成し愛媛県に報告するものとします。

## 10 その他

(1) 個人情報の取扱いについて…研修開催により本会が知り得た個人情報は、適正に管理し、他の目的には使用しません。なお、受講者間の連携と交流を図る目的で、受講者氏名及び所属事業所を掲載した名簿を作成し、研修当日会場に掲示及び配布する予定です。都合が悪い場合には予めお申し出ください。

(2) 基礎研修を修了しても1人目のサービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者としては配置できません。サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者として基準省令上の配置が可能となるのは、実践研修の受講後となります。ただし、令和3年度までは、基礎研修修了時点で実務経験年数を満たしている場合は、基準省令上の配置が可能です（基礎研修修了後満たした場合も同様です）。

(3) 受講申込書等に虚偽の記載があった場合には、受講を取り消す場合がございます。

(4) 受講決定後、受講を無断でキャンセルされた方（事業所）は、以降の受講をお断りします。

## 11 お問い合わせ先・お申込み先

一般社団法人 愛媛県社会福祉士会 事務局

〒790-0905 愛媛県松山市樽味2丁目2番3号 ラ・マドレーヌビル2階

TEL (089) 948-8031/FAX (089) 948-8032

※お問い合わせについては、出来る限り FAX またはメールでお願い致します。

**FAX 089-948-8032**  
**メール eacsw@mbr.nifty.com**